お知らせ

納期内ならいつでもどこでも便利なクレジットカード納付のご利用を！

インターネットを利用して、いつでもどこでも市税をクレジットカードで納付することができます。

対象税目　市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

用意するもの　納付書、クレジットカード（対象のものに限る）、インターネット接続環境

決済手数料

納付金額	決済手数料（税込み）
～１万円	54円
１万１円～２万円	162円
２万１円～３万円	270円
３万１円～４万円	378円
４万１円～５万円	486円
以降１万円増えるごとに	108円ずつ加算

※納付書１枚ごとに上記の手数料が必要です。

納付方法

①ＱＲコードを読み取るか、検索サイトで「ヤフー公金支払い」と検索

②画面の案内に従い、納付書の「納付番号（「－」は除く）と「確認番号」を入力

③クレジットカード番号などの必要事項を入力し、納付手続き完了

注意事項

○納期限を過ぎた税金は、クレジットカードで納付することができません。

○納付は納付書１枚ごとにそれぞれ手続きが必要な都度払いです。

○市税の口座振替を利用している人でクレジットカード納付を利用する場合は、口座振替を廃止する手続きを行うため、収税課へご連絡ください。なお、納付月の15日（12月は10日）までに廃止手続きをした場合は当月から、16日（12月は11日）以降に手続きをした場合は翌月から、クレジットカード納付が利用できます。

○市役所、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアでは、クレジットカードで納付することはできません。

※その他、ヤフー公金支払いホームページに出ている注意事項をよくご確認ください。

軽自動車税の納付にはご注意ください

継続検査（車検）の対象車両で、滞納税額が無い軽自動車税をクレジットカードで納付した人には、毎年６月中旬以降に継続検査用納税証明書を郵送します。

車検で継続検査用納税証明書の発行を急ぐ人や６月に車検を受ける人は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。

問い合わせ　収税課収税担当（１階⑪番窓口）

お知らせ

６月以降に軽自動車の継続検査（車検）を受ける人へ

継続検査（車検）に使用する継続検査用納税証明書は、納付方法により発行の方法が異なりますのでご注意ください。

納税通知書で納付

納税通知書の右端にある軽自動車税納税証明書（継続検査用）をご利用ください。

※再発行納付書等には、軽自動車税納税証明書（継続検査用）が付いていません。継続検査用納税証明書が必要な場合は、税務課や各出張所で申請してください。

口座振替またはクレジットカードで納付

６月中旬以降に継続検査用納税証明書を郵送します。

※口座振替またはクレジットカードで納付した場合は、市で入金が確認できるまで、継続検査用納税証明書を発行することができません。車検で継続検査用納税証明書の発行を急ぐ人や６月に車検を受ける人は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。

問い合わせ

○口座振替およびクレジットカードでの納付に関すること

収税課収税担当（１階⑪番窓口）

○納税証明書に関すること

税務課資産税担当

（１階⑫番窓口）

広告　琉球拳法唐手術「空」生徒募集中　＊空手教室＊　携帯090-1768-4707　TEL・FAX042-989-8905 安富
http://hidaka-karate.main.jp/ryukyu/index.html